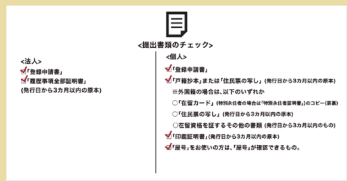


# 特定原産地証明書を取得するための企業登録方法

シーン

画面イメージ

1



<提出書類のチェック>

<法人>  
①/任意申請書  
②/特定原産地証明書  
(後付日から3カ月以内の更新)

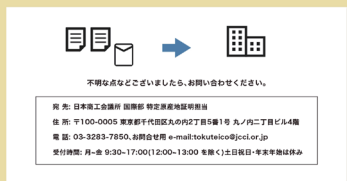
<個人>  
③/任意申請書  
④/申請書(または)「任意書の写し」(発行日から3カ月以内の更新)  
※外国籍の場合は、以下のいずれか  
○/任意カード(特定原産地または「特定原産地登録業種」のコード)記載  
○/任意書の写し(発行日から3カ月以内の更新)  
⑤/任意書(任意書に添付するもの他の書類(発行日から3カ月以内のもの)  
⑥/任意書(発行日から3カ月以内のもの)  
⑦/任意書(任意書に添付するもの他の書類(発行日から3カ月以内のもの)  
⑧/任意書(任意書に添付するもの他の書類(発行日から3カ月以内のもの))

日本商工会議所への書類の提出

提出前に必要書類をチェックし、不備・不足がないことをもう一度確認のうえ、日本商工会議所までご提出ください。

提出前に必要書類をチェックし、不備・不足がないことをもう一度確認のうえ、日本商工会議所までご提出ください。

2



不明な点などございましたら、お問い合わせください。

宛先: 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当  
住所: 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番1号 丸の内二丁目ビル4階  
電話: 03-3283-7850、お問い合わせ用 e-mail: tokuteicou@jcccl.or.jp  
受付時間: 月～金 9:30～17:00(12:00～13:00 休館)土・日・祝日・年末年始は休み

日本商工会議所への書類の提出

なお、企業登録が完了するまでの期間は、提出書類の不備・不足等がある場合を除き、原則7営業日です。

なお、企業登録が完了するまでの期間は、提出書類の不備・不足等がある場合を除き、原則7営業日です。